

○鯖江広域衛生施設組合と福井県との間
の公平委員会の事務の委託に関する規
約

（昭和58年7月19日）

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項および地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、鯖江広域衛生施設組合（以下「甲」という。）は、地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を福井県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の処理に要する経費は、乙が支弁し、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により支弁する経費は、乙の定めるところによる。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、昭和58年7月19日から施行する。